

第16回 南越前町農業委員会 総会議事録

令和5年1月26日(木)午後1時半から南越前町役場別館第6会議室において、第16回南越前町農業委員会総会を開催した。

○議事

<審議事項>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地の地目変更について
- 議案第4号 農業振興地域整備計画変更に係る意見の決定について
- 議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画(案)の決定について
- 報告第1号 認定電気通信事業者による事業計画について

<その他>

令和5年農業機械等利用標準料金設定協議会委員について

出席委員 6名		欠席委員 3名	
委員番号	氏名	委員番号	氏名
1	川崎 藤次	1	
2	西川 勝一	2	
3	桂 慶一郎	3	
4	岩寄 和実	4	
5		5	植村 功吉
6	朝倉 勇二	6	
7		7	石山 清孝
8		8	田嶋 秀夫
9	小不動 勝史	9	
10	惣次 健一	10	
事務局長	市村 誠		
書記	用田 さおり		

議事録署名委員

1番 川崎 藤次

2番 西川 勝一

【開会】 午後1時30分	
事務局長	皆さまお揃いですので、ただ今から第16回南越前町農業委員会総会を開催いたします。それでは、惣次会長よりご挨拶をお願いいたします。
【会長あいさつ】	
惣次会長 ※以下議長	挨拶
【議事録署名委員の指名】	
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は、植村委員さん、石山委員さん、田嶋委員さんから欠席のご連絡をいただいておりますが、農業委員会等に関する法律第27号第3項の規定により、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事録署名委員でございますが、1番 川崎委員さんと2番 西川委員さんをお願いしたいと思っております。次回の総会開催日に議事録への署名・押印をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、南越前町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は惣次会長をお願いいたします。</p>
【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について】	
議長	<p>はい、わかりました。</p> <p>これより議事に入ります。本日の議題につきましては、お手元の会議資料のとおりです。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題といたします。番号1と2を一括して議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、本日はよろしく願いいたします。</p> <p>議案第1号についてご説明いたします。</p> <p>資料1ページをご覧ください。今回の農地法第3条の許可申請は2件です。譲受人が同じですので、一括して説明させていただきます。まず番号1、譲渡人は南今庄にお住いの●●さんで番号2の譲渡人は南今庄にお住いの●●さんです。譲受人については番号1も2も南今庄にお住いの●●さんです。</p> <p>申請地は南今庄●●、●●の田2、474㎡、451㎡です。位置につきましては、2ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地でございます。3ページは現地確認の様子です。土地を購入し、所有権移転後は農業用ハウスを建てる予定で、譲受人の●●さん所有の農機具倉庫に隣接する農地のため、農作業の効率もよいと思われま</p> <p>では申請書に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否かにつきましては、4ページをご覧ください。農地法第3条調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>事務局</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。ただ今、事務局から説明がありました案件でございますが、現地確認の報告を桂委員さんお願いします。</p>

<p>桂委員 (着座にて)</p>	<p>はい、報告します。</p> <p>1月18日に岩寄委員と事務局のお二人と私と4名で現地確認を行いました。</p> <p>番号1、2について、申請地は譲り受ける●●さんが所有する農機具倉庫に隣接した農地です。南今庄の農業の中心経営体である●●さんは、今現在38haほど水稲やそばなど耕作しており所有権移転後は、農業用ハウスを建てる計画とお聞きしていますので何ら問題はないと思います。</p> <p>以上です。よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局および桂委員さんからの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>無いようでございますので、採決いたします。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたします。</p>
<p>【議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について】</p>	
<p>議長</p>	<p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。番号1と2を一括して議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、ご説明いたします。資料6ページをご覧ください。</p> <p>まず番号1ですが、申請人は福井市の●●で、譲渡人は神奈川県川崎市にお住いの●●さんです。申請地は東大道●●の畑、面積772㎡を所有権移転して住宅を建築し宅地分譲するための転用申請でございます。</p> <p>転用にあたり、北、南側は住宅、西側は道路、東側は日野川となっており隣接する農地はありません。取水と排水は、上下水道を利用し、雨水は道路側溝に放流し、ガス、湧水、粉じん、捨石、鉦煙等による被害の恐れもありません。位置につきましては、7ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地です。8ページは現地確認の様子です。</p> <p>では、許可する上での判断について説明いたします。5ページをご覧ください。</p> <p>こちらの農地区分は、市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で第3農地と判断できます。第3種農地、原則許可できるとなっていることから許可が可能です。</p> <p>では次に番号2ですが、申請人は●●で、譲渡人は脇本にお住いの●●さんです。申請地は脇本●●の田、面積は、2,059㎡の内371.25㎡です。携帯電話基地局設置するための資材置場、作業スペースとして一時転用する申請です。</p> <p>転用にあたり、2,059㎡の農地の中心30mほどにコンクリート柱を建設する計画で、隣接農地への影響はありません。雨水は自然流下し、ガス、湧水、粉じん、捨石、鉦煙当による被害の恐れもありません。またこの申請に際し、区長、農家組合長の同意を得ています。</p> <p>位置につきましては、9ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地です。10ページは現地確認の様子です。</p> <p>では、許可する上での判断について説明いたします。5ページをご覧ください。</p> <p>こちらの農地区分は、5ページの立地基準(A)～(D)以外の農地で第2種農地と判断されます。第2種農地につきましては、原則許可できないこととなっておりますが、一時転用ということで不許可の例外に該当すると考えられます。一般基準の判断については、該当するものはござい</p>

	<p>ません。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を岩崎委員さんお願いします。</p>
岩崎委員	<p>はい。では、報告いたします。</p> <p>桂委員さんと同じく現地確認をさせていただきました。</p> <p>番号1ですが、すでに市街地化が進んでいる土地で、廻りも住宅となっておりここに住宅を建設することはやむを得ないものと考えます。番号2についてですが、こちらの農地も農地として利用するとは難しい状態で、楽天モバイル株式会社が基地局設置するための作業用スペースの一時転用はやむを得ないものと判断いたしました。以上です。</p>
川崎委員	<p>番号1の分譲住宅は住宅を何棟建てる予定か。</p>
事務局	<p>2区画です。</p>
岩崎委員	<p>広い土地ですので、2棟は余裕で建設できます。</p>
議長	<p>他に何かございませんか。</p> <p>ないようですのでこれより、質疑に入ります。ただいまの、事務局および岩崎委員さんからの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。</p>
【議案第3号 農地の地目変更届について】	
議長	<p>次に、議案第3号「農地の地目変更届について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。</p> <p>今回、農地の地目変更届についてご説明します。</p> <p>11ページをご覧ください。</p> <p>申請人は、南越前町上平吹にお住いの●●さんで、申請地は、上平吹●●の田、面積は、19</p>
事務局	<p>9㎡です。</p> <p>位置につきましては、12ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地です。</p> <p>13ページの写真は現地確認の様子です。</p> <p>申請理由は、畑として利用することとしたいというものです。</p>
議長	<p>はい、ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を桂委員さんお願いします。</p>

<p>桂委員 (着座にて)</p>	<p>はい。では、報告いたします。 先程と同様、1月18日に現地確認を行いました。 12.13ページの写真のとおり面積は狭く、近くの水路より農地が高くなっており、水の取り入れも難しいと判断できましたし、田から畑にして農地を有効利用するためのものであることから問題は無いと判断いたします。 よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局および桂委員さんからの説明について、発言のある方は挙手でお願いします。 (質問、意見なし) 無いようでございますので、採決いたします。 議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。</p>
<p>【議案第4号 農業振興地域整備計画変更に係る意見の決定について】</p>	
<p>議長</p>	<p>次に、議案第4号「農業振興地域整備計画変更に係る意見の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、議案第4号についてご説明させていただきます。14ページをご覧ください。計画変更にかかる箇所は、今庄●●田、面積は、646㎡で、位置につきましては15ページです。 16.17ページをご覧ください。 南越前町長から、南越前町農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定を求められています。 町では農業振興地域の整備に関する法律に基づいて策定した農業振興地域整備計画の中で、優良農地として守る必要のある農地を農業振興地域内の農用地としています。この農用地に指定されている土地を除外するときは、農業振興地域整備計画の変更をしなければいけません。 除外する手続きには、①農用地区域以外に代替すべき土地がないこと、②農業上の効率的な利用に支障を及ぼす恐れがないこと、③農業経営者の農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れがないこと、④土地改良施設等の有する機能に支障を及ぼす恐れがないこと、⑤農業生産基盤整備事業完了後、8年経過していること、以上5つの要件をクリアしなければ、基本的には変更は認められておりません。 今回1件の申請がございましたが、先に説明した5つの要件をクリアしています。 現在、農業委員会のほか丹南農林総合事務所、今庄土地改良区、越前たけふ農業協同組合にも意見照会中でございます。 今後の流れはこれからご審議をしていただくこととなりますが、農業委員会と関係機関の意見書をつけて、県に正式に事前調整の申し出を行う予定です。県の同意を得ることができたらおおむね30日間の農業振興計画案の公告縦覧を行い、縦覧期間満了の翌日から15日間の異議申出期間が終了しましたら、知事へ協議し、同意をいただき正式に変更計画の公告後転用の許可となります。 事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を岩崎委員さんお願いします。</p>

岩崎委員	<p>はい。では、報告いたします。</p> <p>桂委員さんと同じく現地確認をさせていただきました。</p> <p>18 ページの写真のとおり農地転用許可前に重機が入っていました。現地確認した際に、●●に事情を確認したところ、災害の土砂を運び入れるため甘土を起こして、仮置きした土砂の中に含まれる土砂や流木、その他のごみを分別、また、JRの線路復旧のための石も仮置きされているとのことでした。災害土砂を農地へ仮置きする際は、農業委員会の許可はいらないですが、何であっても一言農業委員会又は農林水産課へ報告するよう、災害の復旧に便乗して違う作業を行わないことと資材置場に転用する際は、農業委員会の許可が出てから行うことをしっかりと指導させていただきました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問ありの場合)</p> <p>他に質問はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問なし)</p> <p>無いようでございますので、お諮りします。</p> <p>議案第4号に対し、原案のとおり決定することとしてもよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>では異議がないと認めます。本案件は原案どおり可決いたします。</p>
【議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画(案)の決定について】	
議長	<p>それでは次に、議案第5号 「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画(案)の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。</p> <p>今回、南越前町長から、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の作成に係る意見決定を求められています。</p> <p>19～22 ページをご覧ください。利用権設定日は、令和5年3月31日です。農地中間管理機構と利用権設定される農地は、26,657 m²、貸し手は8名で借り手は7名、筆数は全部で18筆でございます。22 ページは、契約に関する地区ごと面積等を表にしたものでございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。公告予定日は、令和5年1月30日です。</p> <p>また、福井県農地中間管理機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地は、利用権設定される農地と一致し、26,657 m²、貸し手は8名で借り手は7名、筆数は全部で18筆でございます。農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項第3項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問ありの場合)</p> <p>他に質問はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問なし)</p> <p>無ようでございますので、お諮りします。</p> <p>議案第5号に対し、原案のとおり決定することとしてもよろしいでしょうか。</p>

	<p>(異議なし)</p> <p>異議がないと認めます。本案件は原案どおり可決いたします。</p>
【報告第1号 認定電気通信事業者による事業計画について】	
議長	報告第1号「認定電気通信事業者による事業計画について」、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>報告第1号について説明いたします。認定電気通信事業者による事業計画ですが23ページをご覧ください。認定電気通信事業者が行う携帯電話の中継施設の設置に伴う農地転用の許可は、不要とされており、報告をすることで転用することができるというものです。</p> <p>届出人は●●で申請地は南越前町協本●●、面積は2,059㎡のうち86.25㎡の田です。事業目的は、携帯電話基地局の設置でございます。本届出については、所有者、地元区長、農家組合長の同意が得られています。</p> <p>設置場所については24.25ページをご覧ください。26ページは、設計図となり、コンクリート柱及びアンテナを設置します。</p> <p>事務局の説明は以上です。</p>
議長	<p>ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、以上で報告第1号を終わります。</p> <p>以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。</p>
【その他】	
事務局	<p>はい。本日は、ご審議ありがとうございました。事務局から4点ございます。</p> <p>まず、1点目は、農業用機械等利用標準料金につきまして、地域の実情に沿って市町が設定することになっており、毎年見直しを行い、標準料金を決めて、農業委員会の承認をいただいてから公表を行っております。令和5年度の農作業標準料金を設定するにあたり、標準料金設定協議会を開催したいと考えております。協議会メンバーにつきましては、農業委員6名と越前たけふ農協南部支店の上田支店長、農業公社の澤崎さんで構成されております。</p> <p>別紙「令和5年農業用機械等利用標準料金設定協議会委員名簿(案)」をご覧ください。</p> <p>農業委員会からは、昨年度と同じく会長の惣次さん、副会長の川崎さん、委員の朝倉さん、小不動さん、借り手代表として植村さん、貸し手代表として岩寄さんをお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>会議の日程につきましては、2月中旬から下旬を予定しております。日程調整後に改めて通知させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>2点目に、農業委員会活動記録セットの記録簿の提出についてですが、1月分から3月分までの記録簿や今まで提出漏れの分の全て3月開催の農業委員会までに事務局までご提出くださるようよろしくお願いいたします。</p> <p>次に3点目ですが、お手元に地区別農地利用最適化研修会の開催についてという資料がありますので、ご確認ください。農業委員・最適推進委員に対し、思いをカタチにできる座談会の開き</p>

<p>事務局長</p> <p>議長</p> <p>事務局長</p> <p>川崎委員</p> <p>岩崎委員</p> <p>事務局長</p>	<p>方という実践的な研修となっております。日時はサンドーム福井で2月16日（木）10時半から16時までで、役場より送迎させていただきますので、参加いただける方は事務局まで1月中にご連絡ください。</p> <p>最後4点目については、今年7月末で農業委員会委員、農地利用最適化推進委員の任期満了に伴い改選があります。そのことについて課長よりお話があります。</p> <p>今年の7月に任期満了を迎えます。もちろん再任していただくことが一番ですが、各関係機関から女性委員の登用について要請がきております。1年前のデータですが、全国の農業委員会23,000人中女性の農業委員は、2,800人12.4%、福井県におきましては221人中29人で13.1%です。福井県内の農業委員会の中で女性委員が0のところは、越前町、南越前町だけのようです。</p> <p>次回の改選時は、10名の委員のうちなんとかお1人でも女性委員ができればと考えております。このまま再任いただくことが一番ですが、持ちまわりで次はこの地区からと分かっていたら事務局へおしえていただきたい。</p> <p>おしえていただいて、また役場から打診するということですね。</p> <p>そうです。女性委員と言いましても適任者がいればということで、だれでもいいということではありません。</p> <p>たまたま前回の時には女性が2名入ったが、いつも入るわけでもない。タイミングもあると思う。前回は2名女性委員がいたのだが、その時はお願いして、フォローをしていた。</p> <p>地区の持ち回りもあるため、女性が推薦されることが難しい。農業委員会の委員とは別にアドバイザーとして参加してはどうか？</p> <p>どうでもではありません。できればという努力目標です。</p>
【次回農業委員会開催日について】	
<p>事務局長</p>	<p>次回農業委員会の日程でございますが、3月を予定しており、事務局案といたしましては1月23日（木）午後1時30分から ということでよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（意見なし）</p> <p>それでは、次回は3月23日（木）午後1時30分から、役場別館第6会議室で開催させていただきます。次回の開催通知については、改めて通知をさせていただきます。</p> <p>以上をもちまして、第16回南越前町農業委員会総会を終了いたします。</p> <p>閉会にあたりまして、川崎会長職務代理者よりご挨拶をお願いします。</p>
<p>川崎会長職務代理者</p>	<p>はい。</p> <p>とても寒くなってきておりますので、皆さま体に気をつけてお過ごしください。</p> <p>次回も全員が元気に顔を出していただきたいと思います。</p> <p>本日の総会、お疲れ様でございました。</p>
【閉会】	